

規程第37号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会福祉機器貸出事業運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が貸し出す福祉機器について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 福祉機器の貸し出しは、福祉機器の利用が必要な方（以下「利用者」という。）に一時的に貸し出すことで在宅生活の利便を図り、利用者が安心して暮らし、家族の負担を軽減すること並びに住民の福祉意識啓発等を趣旨とした事業に利用することを目的とする。

（利用資格）

第3条 福祉機器を利用できるものは、本会のほか、次の各号のとおりとする。

- （1）小美玉市に在宅生活をしている、介護保険認定において要介護2から5までの認定を受けている者以外の方（介護保険を申請していて、要介護認定待ち、もしくは保険給付を受ける前の方を含む）
- （2）小美玉市に在宅生活をしている、介護保険認定において要支援1から2まで及び要介護1の認定を受けている者のうち、ケアマネジャーの意見書において福祉用具が必要と認められる方
- （3）福祉啓発を目的とした、小美玉市内に所在する団体、事業所、学校等

（貸出品目）

第4条 福祉機器の貸出品目は、別表のとおりとする。

（利用料）

第5条 福祉機器利用料は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、消耗品、クリーニング代等の実費については、利用者が負担する。

（貸出期間）

第6条 福祉機器の貸出期間は、原則3ヶ月間以内とし、引き続き利用することが必要な場合には、これを更新することができる。

（利用の申し込み）

第7条 福祉機器の貸し出しを受けようとするときは、あらかじめ会長に福祉機器利用申込書（様式第1号）を提出し、福祉機器利用許可書（様式第2号）の交付を

受けなければならない。

（利用条件）

第8条 利用条件は、次の各号のとおりとする。

- （1）利用期間中の故意による故障及び破損は、使用者の責任で修理すること
- （2）利用期限が経過した場合は、返却又は更新手続きをすること
- （3）福祉機器を利用する者が利用しない状態、又は利用しなくなった場合は、直ちに返却すること
- （4）利用する者が、介護保険制度で福祉機器の利用が可能になった場合は、直ちに返却すること
- （5）福祉機器の利用に関して、一部消耗品が必要な場合は、利用するものが負担すること

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月17日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から一部改正する。

別表1（福祉機器貸出事業運営規程 第4条関係）

福祉機器貸出物品

番号	種類	品目	利用料	備考
1	福祉機器	車いす	無料	
2		ギャッジベッド	無料	マットレスクリーニング代実費
3		シルバーカー	無料	
4		点滴台	無料	
5		杖	無料	歩行用（三点杖、四点杖）
6		歩行器	無料	
7		松葉杖	無料	
8				